

改正

平成26年3月26日条例第16号

平成26年11月27日条例第31号

平成27年12月2日条例第30号

平成30年12月21日条例第44号

令和2年6月2日条例第18号

令和3年3月19日条例第15号

知立市議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、知立市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件について定めることを目的とする。

(議会の議決)

第2条 市長その他の執行機関は、次条に規定する事件につき、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。

(議決すべき事件)

第3条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期的な計画等のうち次に掲げるものを策定し、変更し、又は廃止すること。

ア 知立市男女共同参画プラン

イ 知立市公共施設等総合管理計画

ウ 知立市地域福祉計画

エ 知立市障がい者計画

オ 知立市子ども・子育て支援事業計画

カ 健康知立ともだち21計画

キ 知立市環境基本計画

ク 知立市一般廃棄物処理基本計画

ケ 知立市緑の基本計画

コ 知立市都市計画マスタープラン

サ 知立市水道ビジョン

シ 知立市下水道ビジョン

ス 知立市文化芸術推進基本計画

(2) 都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月2日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第15号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。